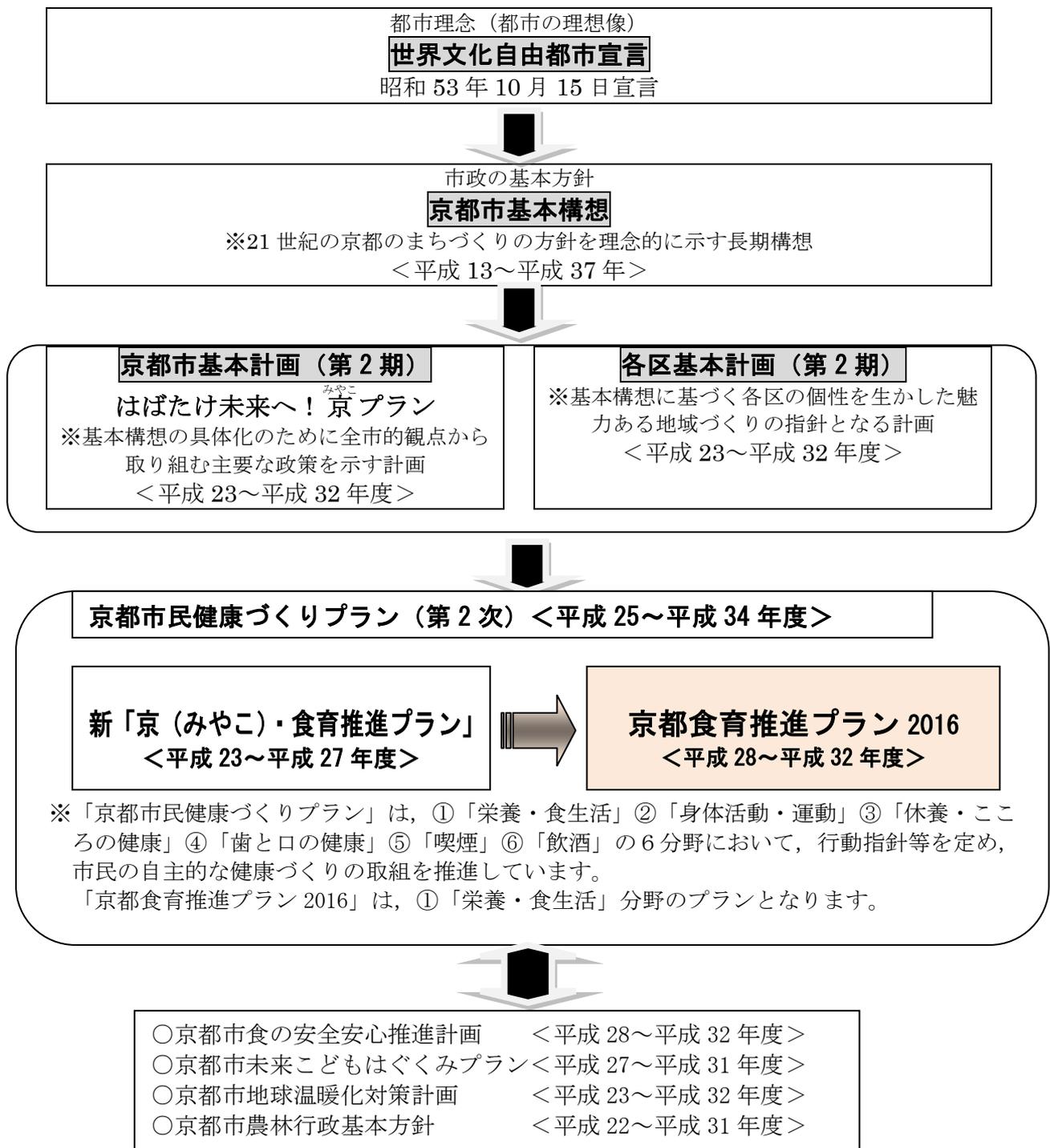


1 次期食育推進プランの位置付け

「京都食育推進プラン 2016」は、平成 23 年 3 月に策定した前プラン（新「京（みやこ）・食育推進プラン」）の後継プランとして、食育基本法第 18 条に規定される市町村食育推進計画に位置付けられるものです。

また、新プランは、前プランと同じく、平成 25 年 3 月に策定した「京都市民健康づくりプラン」（第 2 次）に掲げる栄養・食生活分野の内容を具体的に推進していくためのものでもあります。

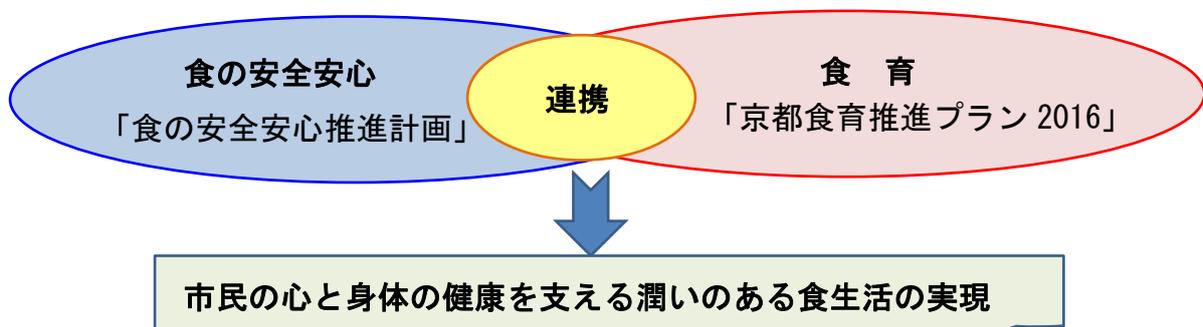
このほか、新プランについては、京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例第 9 条に基づいて策定する「京都市食の安全安心推進計画」をはじめ、「京都市未来こどもはぐくみプラン」、「京都市地球温暖化対策計画」や「京都市農林行政基本方針」など、関連する計画等との整合を図って策定すると共に、今後これらに掲げる施策等との連携を図りつつ、推進していきます。



＜参考：「京都食育推進プラン 2016」と「京都市食の安全安心推進計画」の位置付け＞

「食」は、日々の生活の基本であり、市民が生涯にわたって健康で豊かな生活を実現していくためには、食品等の安全性を確保したうえで、市民自らが「食」に関する知識と「食」を選択する力を修得し、健全な食生活を実践できることが求められています。

本市では、食育基本法に基づいて策定する「京都食育推進プラン 2016」と、京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例に基づいて策定する「京都市食の安全安心推進計画」とを「食」に関する施策を推進するための両輪として位置づけ、**市民の心と身体の健康を支える潤いのある食生活の実現**に向け、互いに連携及び整合を図りながら、総合的・計画的推進に努めます。



2 計画期間

新プランの計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

| 年度 | 23 2011 | 24 2012 | 25 2013 | 26 2014 | 27 2015 | 28 2016 | 29 2017 | 30 2018 | 31 2019 | 32 2020 |
|-----|-----------------------------------|------------|--------------------------|------------|------------|----------------|------------|------------|------------|------------|
| 国 | 第2次食育推進基本計画 | | | | | 第3次食育推進基本計画 | | | | |
| 京都市 | 新「京（みやこ）・食育推進プラン」 | | | | | 京都食育推進プラン 2016 | | | | |
| 京都市 | 京都市民健康づくりプラン | | 京都市民健康づくりプラン（第2次）＜～34年度＞ | | | | | | | |
| 京都市 | はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）（第2期）＜～32年度＞ | | | | | | | | | |